

平成29年度第1回野田市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成29年5月24日(水)午後6時30分から午後7時45分まで
- 2 場 所 市役所5階 511・512会議室
- 3 議 題 (1) 会長及び会長職務代理者の選出について
(2) 野田市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)
(3) 1 国民健康保険税から料への改正について
(3) 2 国民健康保険料の徴収方法について
(3) 3 資産割の廃止について
(4) 平成29年度の国民健康保険運営協議会開催スケジュール等について
て
(5) その他
- 4 出席委員 遠藤 正委員、直井 治委員、中村 ちひろ委員、石原 和子委員、
岡田 邦子委員、谷口 勲委員、山本 園子委員、稲富 佐斗子委員、
柳 久之委員、渡邊 隆委員、古山 まり子委員、竹澤 浩美委員、
田中 かよ子委員
以上13名委員出席
- 5 欠席委員 児玉 雅仁委員、関根 通子委員
以上2名委員欠席
- 6 当局 今村 繁副市長、岡田 昭市民生活部長、小島 信明国保年金課長、
中代 英夫保健センター長、代田 明洋収税課長、海老原 孝雄保健センタ
ー長補佐(兼)子ども支援室長、風見 俊哉収税課長補佐、山田 充子国保
年金課主幹(兼)課長補佐、岡田 尚子国保年金課国保給付係長、
金剛寺 弘之国保年金課保険税係長
- 7 傍聴者 無し
- 8 議事

市民生活部長

開会の言葉

委員委嘱後初めての会議で、会長、会長職務代行者が不在のため、市長名にて招集したことの了承を求めた。その後、傍聴者はいない旨及び会議の録音の了承願いを述べた後、委員の改選について説明及び自己紹介をしてもらいたい旨を依頼。

各委員

委員挨拶

市民生活部長

挨拶に対する礼。保険医または保険薬剤師を代表する委員のうちの関根委員と児玉委員が欠席である旨、報告。

これより議事に入るが、当協議会は会長が議長となると決まっているが、会長が決まるまで、仮議長により会議を進行したいと考えている。

仮議長については、慣例により被保険者を代表する委員にお願いすることとなっているので、本日は直井委員にお願いしたいと思うが、異議はあるか。

[異議無し]との声有り。

市民生活部長 それでは、異議がないようなので、直井委員、よろしくお願ひしたい。

直井仮議長 挨拶及び指名により仮議長を務める旨の説明。審議が円滑に進むよう委員へ協力依頼後、委員 15 名中 2 名が欠席であるが、野田市国民健康保険条例施行規則第 4 条の規定により、過半数の委員の出席をもって会議は成立している旨の宣言
会議録の署名人を慣例により議長から指名させていただきたいが異議はないか。

[異議無し]との声有り。

直井仮議長 異議無しということで、渡邊委員、石原委員の両名に署名人をお願ひしたい。
では、議事に入る。
最初に、「会長の選出について」を議題とする。
会長については、国民健康保険法施行令第 5 条第 1 項の規定により公益を代表する委員の中から選出することになっている。どのような方法で選出したらよいか諮りたい。

遠藤委員 推薦で良いと思う。

直井仮議長 推薦でという発言があったが、異議はないか。

[異議無し]との声有り。

直井仮議長 では、会長を推薦の方法により選出したい。
どなたか推薦をお願ひする。

遠藤委員 柳久之委員を推薦したいと思う。

直井仮議長 柳久之委員という推薦があったが、異議はないか。

[異議無し]との声有り。

直井仮議長 それでは、異議がないようなので、柳久之委員を会長に決定したいと思う。
早速だが、新会長に御挨拶をいただきたい。

柳会長 改めまして、柳です。推薦を頂き、会長を務めさせていただくことになった。私は東京都庁に約 40 年勤めていて、出発が国民健康保険課であったため、この委員を引き受けた。今後、被保険者の方は市民を代表しての考え、あるいは医療関係者の方は医療現場での意見などそれぞれの立場での意見や考えを申し上げてもらい、この協議会が機能していくように皆さんの協力をお願ひしたい。特に今回とても大事な時期に入るので、皆さんの協力を重ねてお願ひする。

直井仮議長 会長就任の挨拶及び仮議長を無事に務めることができたことに対する礼と共に、新会長に議長を交代。

柳会長 改めて議長を交代。
次に、会長の職務代行者の選出を議題とする。会長の職務代行者についても、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により公益を代表する委員の中から選出することになっている。どのような方法で選出したらよいか諮りたい。

遠藤委員 会長の選出方法と同じ、推薦で良いと思う。

柳会長 推薦でということで発言があったが、異議はないか。

[異議無し]との声有り。

柳会長 では、会長の職務代行者を推薦の方法により選出したい。
どなたか推薦をお願いします。

遠藤委員 前職務代行者の渡邊隆委員を推薦する。

柳会長 渡邊隆委員という推薦があったが、異議はないか。

[異議無し]との声有り。

柳会長 それでは、異議がないようなので、渡邊隆委員を会長の職務代行者に決定したいと思う。よろしくをお願いします。

次に議題の(2)「野田市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

国保年金課長 議題(2)「野田市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)」を説明する。

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、施行期日が本年4月1日からとなるため、急を要し、議会を招集する時間がないということで、本年3月31日付で専決処分をし、6月7日開会予定の6月定例会市議会で承認を求めようとするものである。

専決処分の内容は、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置の拡大で、5割軽減については、軽減判定の所得基準額について、基礎控除33万円プラス被保険者一人当たり26万5,000円が33万円プラス27万円になる。国が示している影響額としては、3人世帯で給与収入の場合は約186万円以下から188万円以下に拡大される。また、2割軽減については、基礎控除33万円プラス被保険者一人当たり48万円が33万円プラス49万円に引き上げられる。影響額としては、3人世帯の給与収入の場合で約278万円以下から282万円以下の拡大になる。なお、7割軽減についての変更はない。

説明は以上

柳会長 質疑について

[特に無し]

柳会長 以上で質疑を終了する。
議題(2)「野田市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)について」は了承された。
次に、議題の(3)-1「国民健康保険税から料への改正について」を議題とする。
事務局に説明を求める。

国保年金課長 議題(3) 1「国民健康保険税から料への改正について」
前回、2月開催の運営協議会で説明を行っているが、29年度委員の改選に伴い3名の方が新たに委員となっているので、改めて御説明申し上げます。
まず、これまでの経緯である。昭和13年、国民健康保険制度が創設され、保険料として制度が始まり、昭和26年に徴収権の強化のため地方税法に規定された。そのことにより、国内の多くの保険者(市町村)が保険税に移行した。昭和46年には、標準保険料制度創設に当たり、国保税廃止が妥当との報告がなされてから現在まで、国は保険税から保険料への移行を進めるべきとの考えである。次に、賦課方式の現状だが、保険料、保険税どちらを選択するかは保険者(市町村)の選択となっており、現状では全国の保険者(市町村)の大半が保険税を選択している。野田市においては、昭和34年度から保険税を採用している。東葛6市では保険料を採用している市は4市と、保険料を採用する市が多くなっている。また、収納率については、収納率向上が期待され導入した保険税を採用している市の収納率が比較的低く、野田市の収納率は最下位である。
次に、保険料と保険税の主な相違点について御説明申し上げます。消滅時効について保険料の2年に対し保険税は5年と、保険税の徴収権等が強くなっていること、優先順位においては保険料が国税等に次ぐ順位で、対して保険税は国税等に同順位となる。次に、保険料のメリット、デメリットであるが、メリットとして介護保険、後期高齢者医療が保険料であるので、それらとの整合性が図られること、時効期間が短いため滞納整理事務が簡素化され、現年度の徴収に時間を費やすことができ、収納率向上が期待されること、デメリットとしては徴収権が弱いことで強制力がなくなること。
次に、保険税(料)の現年重視の徴収をすることにより新たな滞納者を生み出さないことが収納率の向上となり、被保険者にとって一番負担が減ると考えられることから、収納率向上と平成30年度から始まる広域化に伴い、保険税から保険料へ移行しようとするもの
説明は以上

柳会長 質疑について。

田中委員 保険税から保険料になる時に、例えば28年はまだ保険税だが、徴収権は5年か。料になってから2年ということでしょうか。

国保年金課長 28年度の賦課については、税ということで5年になる。

- 田中委員 了解した。
- 柳会長 ほかに質疑、質問、意見等あるか。
料にすると徴収率が上がるというが、何故上がるのかももう少し詳しく説明をいただきたい。
- 収税課長 税方式は時効が長い。現在、その年度に納めることができなかった方の税金の徴収を行っているが、一旦滞納繰越されてしまうと、年数が経てば経つほど徴収困難になり、その徴収事務に費やす時間も多くなっている。その分現年の滞納整理に充てる時間が少なくなってしまう。現年重視の徴収をすることによって、新たな滞納を生み出さないことが本当の意味の公平、公正なのではないかと考えており、また長年にわたって納付のできない世帯の納付意欲の低下を避けることにより、最終的に収納率の向上、収納額の向上につながると考えている。よって、広域化と同時に税方式を料方式に移行したいと思う。
以上
- 柳会長 数字のトリックであるような気がする。つまり現在は5年間徴収すべき金額があるわけだが、これからは2年間しか徴収しなくても良いことになってしまう。過去の3年分は徴収しなくて良いことになる。今まで納めていなかったとしたら、事務の手間暇の問題はあるが、追求している金額が5年分ある。しかし、5年納めていない人の分は、今度は2年だけ追求すればいいとなり、残り3年は消えるということ。
- 収税課長 時効の考えがあり、督促を出した時点または差押え処分を行った時点で時効が止まる。ほかに、納めるべき方が滞納している税を承認した時点でまた時効は延びる。つまり、何もしなければ2年で消えるものが、我々が滞納処分で差押えをした、あるいは、滞納している方が、分割納付の約束をしたなどの時点で時効が延びる。つまり、仮に料になったとしても、完全に2年で落ちてしまうという話ではない。ただ、料にすることによって、より現年重視の徴収体制をとらせていただきたいということである。
- 柳会長 現年重視はよく分かるが、つまり納めなかった金額は、時効が停止されるから、また2年の中に入ってくるということか。
- 収税課長 28年度は税なので時効自体は5年、かつ先ほど時効の延長があるので、滞納処分の実施や、納付相談により計画納付が承認されたものについては時効が延びていくということになる。
- 岡田委員 職員の手間暇は、結局同じではないかと思う。結局、時効が延びていくわけだから、2本立ての対応になると思うが。
- 収税課長 これまでの28年度の税があって、この後の審議次第だが、仮に30年度から料になった場合は2本立てになる。
- 柳会長 皆さん、了承されたか。皆さんの率直な意見や質問などがあることによ

って再認識できる。質問することによって皆さんの中でこの内容を膨らませていって欲しいと考える。また、気軽に質問ができるようにし、充実した会議にしたいと思う。よろしくお願いをしたい。

ほかに質問等はないか。

谷口委員

野田市は収納率が悪いようだが、原因はなにか。原因の分析をした上で検討しないと、税から料と方式を変えても収納率は上がらないと思うが。

収税課長

まず、収納率がなかなか上がらない最大の要因と考えているのは、現年分と滞納繰越分の合わせた合計分が分母となるが、その額がものすごく大きくなってしまっている。分母が大きいと現年度の徴収率が良くても収納率全体では下がってしまう。なお、28年度はかなり徴収を頑張り、その結果29年4月時点での数字で現年度分が89.48%、これが前年同期比でプラス1.54%、滞納繰越分、これは3月末で決算を迎えているので、確定数字で24.25%、これが前年比プラス3.8%、合計で67.73%、前年同期比でプラス2.55%、現年分については5月末で市の出納整理期間が終わるので、あと一月分を足した数字で、決算を迎えたときにかなり良い数字を御報告できると考えている。現在は、東葛6市の中で最下位だが、これは相手がある話なのではっきり申し上げられないが、もしかすると5位になる可能性もあると考えている。

以上

副市長

副市長の今村です。私は、平成14年から平成16年まで3年間収税課長をしておりまして、その時の経験も含めて説明させていただきたい。

野田市において、先ほどから税で5年、料だと2年ということで、結局滞納者に甘くするというか、公正でなくなるのだと議会でもずっと言われていたことで、税の方が良いのだというのが野田市の考えであった。滞納を許すなということで、基本的に滞納者について言えば、一番古い分から充当している。5年前なら5年前のところから充当していくが、実際は現年を払うのが精いっぱいの人が5年間を払うというのは、例えば一時の仕事がうまくいかないとなってくると、それを解消するのは相当大変になる。人間だから、滞納が長くなるのと納税意欲が落ちてきてしまう。これが現実である。料であれ2年を超えて3年、4年と長くなればなるほど、もう払っても駄目だという諦めが入ってくるので、収納率は極端に落ちていく。

一方で滞納は許さないということだと、本当は現年分を100%やれば滞納者というのは一人も出ないので、現年分に力を入れてやりたいが、野田市は今かなり少なくなってきたが、それでも滞納繰越分が多ければ、それだけの事務があるが、掛けた手間に対して効果は相当少ない。滞納が2年の人に掛ける手間と5年経ってもう焦げついたものがある人に掛ける手間とは同じ手間でも成果になるかならないかが相当変わる。料にして、現年を重視すれば滞納者を作らないという努力ができる。1年、2年の間に差押えできるものなど、そういうものについてきちんとやれる。これが5年だとその範囲が広がるので、事務的にも追いつかず3年、4年と経つと新たに出てくるので、短い期間で全ての人たちに対して財産のある人、給料のある人についてはきちんと対応する。そういう体制を作るためには、保険料が適している、保険料でないといけない。結果として、現年の徴収率が上がってくれば、滞納者全体も減ってくるので、全体としての税収も

上がってくるというのが今の野田市の考え方である。

稲富委員

初めは保険税か保険料どちらかを採用するというのは保険者に委ねられていたということが驚きでした。あと納期回数を増やすなどを行ったら良いのではないかと思う。

副市長

次の議題で納期回数について話したいと思う。

稲富委員

了解した。5年を2年にして現時点での収納率を上げるというのはすごく良いと思う。

竹澤委員

次の議題に関係してくると思うが、近隣市の保険料の納期回数が10回なのに、野田市だけ8回だということには理由があるのか。

国保年金課長

国保税については、賦課の基となる所得が市県民税の決定と関係があり、今までは6月頃であるため、7月からの賦課になり8回という形で実施していた。他市は6月時点の最初の頃、所得が決定していない時点で賦課し、所得が変わったら変更をするという形で、10回が可能だったのではないか。

竹澤委員

了解した。

柳会長

柏市の旧沼南町がかつては税だったが合併によって柏市の料に変わったわけだが、このことについて、市民がどのように反応したか、情報はお持ちか。

収税課長

聞き取りで当時の旧沼南町の職員で今柏市の職員になっている方に電話で聞いたところ、特に大きなトラブル、あるいは苦情といったものはなかったと聞いている。

柳会長

了解した。野田市でも、同じようなことが想定されるので、参考までに伺った。
ほかに質疑はないか。

中村委員

払う側からしてみれば、市から納付書が来ると、払わなきゃいけないという気持ちになるので、税だろうが料だろうが余り気にしないのではないかと思うが、このように取り上げられると、税という取られるというイメージがあるが、保険料という自分に返ってくるものという感じがするので、納めておいたほうがいいのかという感じはする。ただ、ちょっと悪い考えの方がいると税じゃないのだから、納めなくてもいいかな、自分はそんなに保険使わないからという考えの人がいると、払わなくてもいいような感じがする。徴収権が弱いことがデメリットとして挙げられているとおり、税じゃないのだから、納める必要はないだろう。一般の保険料と感覚が重なってしまって払わなくていいのではないかという考えの人も出てくるのではないかと思う。

この徴収権が弱いというのは、どの程度弱いのか。

柳会長

言葉のイメージとしては、税が強くて料は任意性が強いみたいな印象が

ある。数字的には変わるのだろうか。

収税課長 もし料になるということで決定になった場合、約9割の方は何もしないでも納めていただける方で、残り1割の方がそうではないという中で、料になったとしてもきっちり徴収を厳しく実施しますので御安心願いたい。

柳会長 ほかに質疑はあるか。

[発言する者無し]

柳会長 以上で質疑を終了する。
議題(3)-1「国民健康保険税から料への改正について」は事務局の説明通り了承してよいか。

[異議無し]との声有り。

柳会長 異議無しとのことなので、議題(3)-1「国民健康保険税から料への改正について」は了承された。
次に、議題の(3)-2「保険料の徴収方法について」を議題とする。
事務局に説明を求める。

国保年金課長 議題(3)-2「保険料の徴収方法について」
国民健康保険料(税)の納付回数について、東葛6市の中で野田市以外の5市については10回、野田市については8回ということになっている。納期の回数によって収納率にも影響を与えていると考える。そのため、現在8回の納期回数を10回にすることで1回の支払う保険料を低く抑えることができ、新たな滞納者を生み出さないことで収納率を向上させることができると考え、保険料徴収回数を10回にしようとするもの。
説明は以上

柳会長 これより質疑に入る。

岡田委員 10回の方が都合のいい方がいるということか。1回分の保険料安くなっても、トータル的には同じなわけだが。

国保年金課長 総額が同じであっても、月々の給料の中から支払っていくと考えるので、その中で支払う金額が安くなれば支払うことができる、多くなれば支払うことができなくて滞納になる可能性があるということで、回数を増やして、1回金額を抑えることによって月々の支払いができると考えている。

岡田委員 了解した。

石原委員 先ほど、計算が二度手間にならないように1回で確定申告の後の計算と言って、出るまでの間を他市は2回通知をしているが、それはなくなるという事か。1回でできるようになるのか。

国保年金課 確定申告のデジタル化が進んだため、所得の確定が早くできるようにな

- 主幹（兼）
課長補佐 った。6月1回目から正確なデータで納付書を発行することができる。
- 石原委員 了解した。そうすると、7月に発送していた通知が6月になるということか。
- 国保年金課
主幹（兼）
課長補佐 そのとおり。
- 柳会長 ほかに質疑はないか。
1回の保険料を低くして納めやすくするというのはよく分かるが、手元の資料には、「現年重視の徴収をすることにより新たな滞納を生み出さないことが本当の意味の公平、公正な課税である」と表現があるが、論理に飛躍があるのではないかという気がする。新たな滞納を生み出さないことが公平、公正ということだが、これは議会などで審議されると思うが、住民目線でこの文字を見ると、現年重視、新たな滞納を生み出さないイコール公平、公正だということには飛躍があると思う。どこかに言葉を追加する必要があると思う。
- 副市長 払わない人は徹底的に追いかけて最後まで払ってもらうのが公平、公正だろうという考えが野田市にあって税方式で実施してきたが、それにより滞納額が膨らんで滞納額で40億となったのだが、ここで現年重視が公平、公正と言っているのは、税でも何でも基本的にはその時に掛けたものをその時に払ってもらうのが原則。滞納というのは、あくまで例外でなければいけないから、本当の公平というのは現年を100%とはならないだろうが、限りなく100%に近く納めていただくというのが本当の公平、公正な課税だという意味で言っている。現実的に滞納が多くなると、納めない方が多くなる。そうすると、それは、結果的には一人一人の方の保険料にはね返ってくる。払わない分、税率なりを上げていかなければならない。よって、現年分で皆さんその年の部分はちゃんとその年に払いましょうということを徹底していくことによって、滞納をなるべく出さないようにし、滞納者が払わない部分がほかの納税者にはね返っていかないように、税率に反映しないようにしていくのが本当に公正という意味で説明させていただいている。
- 柳会長 今後、保険料に移行する時には、説明の言葉として今回のこういう文言を使うことになるので、分かりやすい説明で行っていただきたい。
- 副市長 了解した。
- 柳会長 住民に、被保険者に分かるような改正をしていかなければならないので、ここにいる被保険者5人が「そのとおり」という事務手続を取って欲しい。
- 竹澤委員 確認したいことがあるが、保険料の払込用紙にバーコードは付いているのか。

- 国保年金課長 コンビニ収納を実施しているの、バーコードは付いている。
- 竹澤委員 了解した。
- 岡田委員 納付回数は何回でも構わないが、納付期限を同じ日にしてもらえると良い。
- 国保年金課長 野田市においては、郵便局とか銀行に払いに行っていていただくということもできるが、口座引落しを推奨しているの、PRしていきたいと思っている。
- 国保年金課
主幹(兼)
課長補佐 支払日は月末で、年10回にすると6月から3月まで抜ける月はない。
- 岡田委員 毎月同じ日ですね。
- 国保年金課
主幹(兼)
課長補佐 1期に端数分が偏るが、7月以降は均等額になる。毎月月末が納期限で、月末が金融機関の休業日の場合、翌月のあたまになる。月の途中が納期限という月はどの税金においてもないが、12月だけ25日になる。
- 柳会長 現在、野田市の口座引落し率は何%くらいなのか。
- 国保年金課長 普通徴収で、口座引落しを登録されているのは約36%。
- 柳会長 36%、少ないね。口座引落しが多くなれば、行政事務の効率化になる。税金の省力化になる。
- 収税課長 口座振替の利用者を増やすことが収納率向上の一番の方策であると考えている。ただ、現状はコンビニ納付を始めてから逆に口座の廃止をする方が増えてきているというのが現状である。コンビニ納付のほうが便利だという声も多数出ている。
- 柳会長 確かに、家族が自動車税納めるために、初めてコンビニ行ったところ、コンビニの方が楽だと言っていた。役所が楽だという方法を役所が生み出していかないと収納率向上にはならない。
- 副市長 コンビニ収納は、野田市は相当遅く始めている。他市が早くからやっていて、払う人は便利だが実は収納率の向上には余り寄与しないことは分かっていた。しかし払わない人はコンビニだろうが郵便局だろうが銀行だろうがどこでも関係なく払わないというところがあって、コンビニ収納は手数料が高いので費用対効果の面では収納率を上げるには余り適していないけれども、市民サービスという面では、コンビニは払う方にとっては非常に便利である。口座振替はうっかりして落ちない時があると、落ちませんでしたと通知が来る。それもプレッシャーになる。税金が、固定資産持っていたりすると、なるべく税は重ならないようにと、市県民税と固定資産税は別の月にと配置しても、国保は毎月なので、うっかりしてしまうとい

う方にとっては、コンビニは気分的にも良いというところがあるが、収納率を上げるといふ面では余り寄与はしない。

我々としては、口座振替はうっかりというのはあっても、確実に収納率につながる。固定資産税の口座振替率はかなり高い。国保税については選ぶ方が36%で少ないというのが現状だが、口座振替が増えた方が収納率的には良い。

柳会長

払い漏れがありませんとか慌てなくて済みますとか、何かキャッチフレーズを考え、是非、PRをしていただき、結果として収納率が上がるような方策を講じていただきたい。

以上で質疑を終了する。

議題(3)-2「国民健康保険税から料への改正について」は事務局の説明通り了承してよいか。

[異議無し]との声有り。

柳会長

異議無しとのことなので、議題(3)-2「国民健康保険税から料への改正について」は了承された。

次に、議題の(3)-3「資産割の廃止について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

国保年金課長

議題(3)-3「資産割の廃止について」

国民健康保険料(税)は大きく分けて応能割と応益割がある。応能割の中には被保険者の所得に応じた所得割と固定資産をお持ちの方にかかる資産割の2種類がある。また、応能割には2種類あり、医療保険を使うことができる利益を受ける被保険者1人当たりにかかる保険料を均等割といい、世帯ごとにかかる保険料を平等割という。今回の資産割の廃止については、被保険者の資力に応じ御負担いただいている応能割の一部である。

資産割については、平成4年に50%から40%に削減をしてから段階的に削減がなされ、平成19年に早期廃止すべきとの意見が当時の運営協議会より出され、平成22年度には次回税率見直し時に廃止との意見が出されている。広域化に伴い、千葉県が示す標準保険料率を参考に野田市の保険料率も見直す必要があるため、保険料率見直しに伴い、資産割を廃止しようとするもの

説明は以上

柳会長

質疑について。

田中委員

この資産割を廃止することで国民健康保険税の全体としての収納額は変わるのか。

副市長

所得割と資産割が応能割、支払い能力のある人が払う部分と均等割と平等割は応益割ということで、利益を得る人が等しく基本的には払いましょうということだが、資産割をただ廃止しただけでは当然その分税率が下がるが、この廃止した分は基本的には応能割なので、所得割に振るということになるが、どこかに振り分けて税率が下がらないような調整は必要です。ただ、今回広域化に向けてこれから議論していただく税率決めるときに、

応能割と応益割、この金額自体もどれがいいのかということも今後議論していただき、その中でこの資産割をどこで吸収していくのが一番適切かということも議論していただきたいと思う。

田中委員 了解した。

柳会長 ほかに質疑はあるか。
本件については、平成 22 年に次回で廃止ということを当協議会で意見が出されてということなので、今回この件に意見を述べるのは難しいと考える。以上で質疑を終了する。
議題(3) - 3「資産割の廃止について」は事務局の説明通り了承してよいか。

[異議なし] との声あり。

柳会長 異議無しとのことなので、議題(3) - 3「資産割の廃止について」は了承された。
次に、議題の 4「平成 29 年度野田市国民健康保険運営協議会開催スケジュール」を議題とする。
事務局に説明を求める。

国保年金課長 議題 4「平成 29 年度運営協議会開催スケジュールについて」
今年度については、広域化及び特定健康診査等実施計画、データヘルス計画等の関係もあり、例年より回数が多くなっている。7月、8月、9月の開催においては、ただ今御了承を頂いた資産割の廃止を踏まえ、また本年 2 月に千葉県より示された広域化に伴う納付金標準保険料率の試算に基づいて野田市の保険料率を何通りか試算してお示しし、御意見を頂く予定である。8月については、平成 28 年度決算状況の報告も予定している。12月については、国民健康保険料としての条例案及び特定健康診査等実施計画案、データヘルス計画案をお示しし、御意見を頂く予定である。パブリックコメントを経て 1 月に条例案及び特定健康診査等実施計画案、データヘルス計画案について承認を得たいと考えている。2月に予算状況の報告、千葉県より決定された納付金標準保険料率に基づいて野田市の保険料率を審議、決定していただく予定。
説明は以上

柳会長 質疑に入る。
この夏場に何回か会議が予定されていて、これまでと違った重大な時期に来ている。話がスムーズに進めば、回数が少なくて済むのか。

国保年金課長 保険料率の改正について、試算をお見せし審議するために、7月、8月、9月を予定しているが、この件については早い段階で了解いただければ、回数は減ると考えている。

柳会長 ほかに質疑はあるか。

[発言する者無し]

柳会長

質疑がないようなので、以上で終了する。
議題4「平成29年度運営協議会開催スケジュールについて」は事務局の説明どおり了承してよいか。

[異議無し]との声有り。

柳会長

異議無しとのことなので、議題4「平成29年度運営協議会開催スケジュールについて」は了承された。
そのほかに何か質疑、意見はないか。

[発言する者無し]

柳会長

無いようなので、以上をもって平成29年度1回野田市国民健康保険運営協議会を終了する。
御協力感謝する。